

2 前項に規定する者のほか、被災関連都道府県の知事は、法第四十七條第四項第二号の国土交通省令で定める者として関係行政機関の職員を推薦することができる。

第九條 法第四十八條第七項の規定による付議をしようとする被災関連市町村等（法第四十六條第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）は、法第四十八條第五項の規定により提出された意見書の要旨に併せて、復興整備計画（法第四十六條第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載しようとする法第四十八條第一項第三号に定める事項の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に提出するものとする。

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の同意の基準）
第十條 法第四十九條第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第三十六條に規定する基準とする。

2 法第四十九條第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、都市計画法施行令第三十六條に規定する基準（同条第一項第三号に掲げる基準を除く。）とする。

第十一條 法第五十三條第一項に規定する特定集団移転促進事業（次項において単に「特定集団移転促進事業」という。）を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号。以下この条において「集団移転促進法施行規則」という。）第一条の規定にかかわらず、五戸とする。ただし、国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除き、集団移転促進法第三條第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。

2 特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法施行規則第七條の規定の適用

については、同条中「法第八條各号」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條各号」と、同条第一号中「法第八條第一号」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條第一号」と、「住宅団地」とあるのは「住宅団地（移転者の住居の移転に関連するに必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。以下同じ。）」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該取得及び造成後に譲渡する場合にあっては、適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額。）」と、同条第三号中「法第八條第三号」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條第三号」とする。

3 法第五十三條第一項の規定に基づき被災関連都道府県が集団移転促進法第三條第一項に規定する集団移転促進事業計画を定める場合における集団移転促進法施行規則別記第一号様式「別記第二号様式及び別記第三号様式」の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とする。

第十二條 法第五十三條第四項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを復興整備協議会（法第四十七條第一項に規定する復興整備協議会をいう。以下「協議会」という。）及び国土交通大臣に提出するものとする。

第十三條 法第五十四條第三項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする同条第一項に規定する申出地区に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを協議会及び国土交通大臣に提出するものとする。

第十四條 法第五十四條第五項の規定により同項各号に定める手続を経ようとする被災関連市町村等は、復興整備計画に記載しようとする同項各号に掲げる事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出するものとする。

（協議会が組織されている場合における住宅地区改良事業に関する協議）
第十五條 法第五十四條第九項の規定により協議をしようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする同条第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

（協議会が組織されている場合における住宅地区改良事業に関する協議）
第十六條 法第五十六條第二項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする同条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを協議会及び国土交通大臣に提出するものとする。

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二五年二月一日国土交通省令第九八号）抄

第一条 この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。

附則（令和二年四月一日国土交通省令第四三号）抄

1 この省令は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日国土交通省令第二九号）

1 この省令は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に実施されている改正法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十七條第一項に規定する復興交付金事業計画に記載された同法第二条第十二項に規定する集団移転促進事業については、この省令による改正後の国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（経過措置）
附則（令和三年七月一日国土交通省令第四八号）
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

（経過措置）
附則（令和三年七月一日国土交通省令第四八号）
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。